※ 太枠線内は記入必須となります

	入会申込日	令和	年	月	日
--	-------	----	---	---	---

	одинску в э			申记	<b>L</b> 者情報								
フリガナ						電	話番号		(		)		
氏名							性別			男	• 3	女	
生年月日	昭和·平成	年	月	B	年齢			歳	※ 満18歳の提出		の場合、 そとなります		司意書
フリガナ													
住所	₹	都 道			市[	<u>ヌ</u>							
111//1		府 県			町材	村							
国籍					居住地	也		(	国内	•	海外	)	
メールアドレス (お持ちの方)							3	× ×-,	ルドレスがな	い場合	合はメルマ	ガは送付	けされません

# 申込種別(※年払いの一般党員のみとなります)

図 一般党員(年払い)

年額12,500円(書面手続手数料500円を含む)となります。

- ※ 入党後は、お支払い済みの党費は返還されません。入党日はお支払い完了日の翌月1日から1年間となります。
- ※ 離党の際は別途、離党申請書のご提出が必要となります。離党月は月末付けでの離党のみとなります。

### お支払い方法

図 コンビニ・ゆうちょ払い

申込書受理後、払込票を郵送いたします。(1週間~2週間程度かかります) コンビニまたはゆうちょにてお支払いください。

※ 入金確認後、入党手続きをおこない、党員番号をお知らせいたします。 (お支払いから手続き完了まで2週間程度かかります)

所属支部								
支部への所属	( 支	部に所属する	<ul><li>支部には序</li><li>※ 3</li></ul>		を部活動に参加できますので、是非支部所属をご検討ください			
所属支部 (所属する方のみ)	都道府県			支部名	※不明な場合は未記入で構いません。			

確認事項をご確認のうえ、	□に☑印をつけてください。	

- □ 別紙の党規約および党員規約について確認して同意しました。 □ 党費、およびお支払い方法の注意点を確認して同意しました。
- 口 元貝、40より40久頃で万位が任心がと唯恥して同心しよした。
- ▼ 本申込書は下記、「参政党事務局 党員申込書面受付係」宛にお送りください。

【郵送の場合】 〒107-0052 東京都港区赤坂3-4-3 赤坂マカベビル5F 「参政党事務局 党員申込書面受付」係

【FAXの場合】 **FAX 050-3488-7959** ※ 番号間違えのないよう、ご注意ください。 (FAXの場合、送信後の確認のため、03-6807-4228までお電話ください。)

### 【事務局使用欄】

受理日		DB入力	メアド	入金確認		入党処理	
党員番号				入党日·更新月		•	

# 党規約

#### 第1章 総則

### 第1条(名称)

本党は参政党と称する。

#### 第2条(党本部)

本部を東京都に置く。

#### 第3条(目的)

本党は、次の各号に定める理念及び綱領を基軸とした基本政策の実現を図ることを目的とする。

#### (1)理念

日本の国益を守り、世界に大調和を生む。

#### (2)綱領

- ① 先人の叡智を活かし、天皇中心に一つにまとまる平和な国をつくる。
- ② 日本国の自立と繁栄を追求し、人類の発展に寄与する。
- ③日本の精神と伝統を活かし、調和社会のモデルをつくる。

#### 第4条(事業)

本党は、次の各号に定める事業を行う。

- (1)理念及び綱領に基づく政策の形成及び実現のための諸活動
- (2)タウンミーティング、演説会、講演会、研修会、各種イベント等の開催
- (3)電子メール、動画投稿サイト、SNS等を利用した内外の情報発信
- (4)その他本党の目的達成のため必要な事業

#### 第5条(活動年度)

本党の活動年度は、毎年4月1日から翌年の3月31日までとする。

# 第2章 党の構成員

#### 第6条(党員)

- 1.本党の党員は、本党の理念、綱領及び政策に賛同し、本党規約の定めに沿って本党の活動に参加する日本国民で、入党手続を経た者とする。
- 2.党員には一般党員、運営党員の2種類を設ける。以下、指定がない場合は、両方の党員を指す。
- 3.前項の党員種別に関しては、党員規約に定める。
- 4.党員は、所定の党費を納めなければならない。

### 第7条(離党)

党員の離党手続きは、党員規約に定める。

#### 第3章 議決機関

#### 第8条(党大会)

- 1.本党の最高議決機関を党大会とする。
- 2. 党大会の構成員については、党大会議事規則で定める。

### 第9条 (党大会の決議事項)

党大会は、次の各号に定める事項を決定する。

- (1)本党綱領、本党規約の改正
- (2)収支予算の決定、変更及び決算の報告
- (3)年間活動計画及び活動実施結果の報告
- (4)党費の額の設定及び変更
- (5)その他、特に重要な事項

### 第10条(党大会の種類及び招集)

- 1.党大会は、ボードの議決を経て、年1回、代表が招集する。
- 2.代表は、ボードの承認を得て、臨時党大会を招集することができる。
- 3.ボードは、支部長会議において、臨時党大会の開催が決議されたときは、当該臨時党大会の開催の是非を検討 し判断しなければならない。

### 第11条(党大会の成立及び議事)

- 1.党大会の議長は、当該党大会において、代表が指名する。
- 2.党大会は、構成員の3分の1の出席(ただし、ボードメンバーは過半数の出席)がなければ議事を開くことができない。
- 3.党大会の議事は、出席者の過半数で決する。ただし、本党綱領、規約の改正又はボードが特に重要と判断した 事項には、出席者の3分の2の議決を要する。
- 4.党大会の運営等に関し必要な事項は、党大会議事規則で定める。

# 第4章 執行機関

#### 第 12 条(ボード)

- 1.本党は、党務執行に関する方針を定め、党運営に関する重要事項を決定するほか総合調整を行うための執行機関として常任役員会(以下、「ボード」という。)を設置する。なお、本党結党時に組織したボードと同一機関である。
- 2.ボードは、本規約を執行するために必要な規則等の制定及び改廃、ならびに党運営に関し本規約に定める事項 その他の重要事項を、審議し決定する。
- 3.ボードの構成員たるボードメンバーの選任は、ボードが決定する。
- 4.ボードは、代表が主宰し、代表の要請に基づき、事務局長が運営する。
- 5.党大会において、ボードメンバーに対する不信任を問うことができ、党大会の構成員の5分の4以上の賛成を

もって不信任を決する。不信任決議が可決されたときは、当該ボードメンバーはその地位を直ちに失う。

### 第13条(ボードの議事)

- 1.ボードは、代表が必要と認めたとき、代表が招集する。
- 2.ボードは、ボードメンバーの2分の1の出席がなければ議事を開くことができない。
- 3.ボードの議事は、出席者の過半数をもって決する。ただし、可否同数の場合は、代表がこれを決する。
- 4.ボードメンバーの解任は、ボードメンバーの3分の2以上の賛成をもって決するものとし、これにより発生した損害については、党は一切の責任を負わないものとする。

### 第 14 条(代表・副代表)

- 1.代表は、本党を代表し、党務全般を統括する。
- 2.代表の任期は、毎年の党の活動期間(次の党大会まで)とし、再任を妨げない。
- 3.代表は、ボードの過半数の決議をもって選任する。ただし、可否同数の場合は、前条3項の規定にかかわらず、 支部長会議の過半数をもって決する。
- 4.代表は、必要に応じて、副代表の選任をボードに依頼し、ボードはこれを選任することができる。
- 5.副代表は、代表を補佐して党務を遂行する。
- 6.代表及び副代表は、ボードメンバーから選任する。

#### 第15条(事務局長・副事務局長)

- 1.事務局長は、代表を補佐し党務全般を管理し、その所管する業務を統括する。
- 2.事務局長は、ボードの過半数の決議をもって選任する。
- 3.事務局長は、事務局長の下に必要な部局を置き、必要な人員を選任することができる。
- 4.事務局長は、必要に応じ、ボードメンバーや支部長等の連絡及び調整のための会議を招集することができる。
- 5.事務局長は、必要に応じて、副事務局長の選任をボードに依頼し、ボードはこれを選任することができる。
- 6.副事務局長は、事務局長を補佐して党務を遂行する。
- 7.事務局長及び副事務局長は、ボードメンバーから選任する。

#### 第5章 支部組織

# 第16条(支部構成)

- 1.党員の基本組織として、支部を置く。
- 2.支部は、支部長、議員及び議員候補者、運営党員、一般党員によって構成される。
- 3.支部長は、運営党員の中から事務局長がこれを指名する。
- 4.支部は、本規約の趣旨に反しないよう規約等を定め、適正な組織運営に努めなければならない。
- 5.支部に関し必要な事項は、組織規則で定める。
- 6.必要に応じて、都道府県に、党の地域組織として、都道府県支部連合会(以下、「都道府県連」という。)を置く ことができ、支部はこれに所属する。
- 7.都道府県連は、支部の活動を支援するとともに、支部間の連携を図り党活動の活性化に取り組む。
- 8.都道府県連は、本規約の趣旨に反しないよう規約等を定め、適正な組織運営に努めなければならない。
- 9.都道府県連に関し必要な事項は、組織規則で定める。

### 第17条(支部長の権限)

- 1.支部長は、当該支部の規約、収支予算の決定・変更、事業計画及び事業報告、解散及び残余財産の処分に対する責任と義務を有する。
- 2.支部長は、当該支部に所属する党公認での出馬希望者を選出する党内予備選挙に関する手続を統括する。
- 3.支部長は、当該支部に所属する議員及び党員の懲戒を、ボードに対し要請する権限を有する。
- 4.支部長は、党大会の構成員として、党大会における議決権を有する。

### 第18条(支部長会議)

- 1.ボードは、支部との意思疎通を図る手段として、全国の支部長で組織される会議(以下「支部長会議」という。)を設置する。
- 2.支部長会議には、支部長又は支部長に準ずる者(以下「支部長等」という。)及び支部事務局のほか、ボードが特別に出席することを認めた者に限り出席することができる。なお、支部長に準ずる者は、当該支部長会議の前日までに支部長及び支部事務局の事前の承認を得なければ出席できない。
- 3.支部長等は、支部長会議の内容について、必要に応じて、支部党員に伝達し又は意見を聴取することができる。
- 4.前項の規定は、支部長から委任された副支部長及び会計について準用する。
- 5.支部長等は、支部内で一定の賛同が得られた意見を、支部長会議に上申することができる。
- 6.支部長会議は、支部長会議を円滑に処理する手段として、議決権を持たない支部長予備会議を設置することができる。なお、支部長予備会議の構成及び運用等については、支部長会議運用規則で定める。

### 第19条(支部等の設置及び廃止)

- 1.支部又は都道府県連の設置及び廃止は、ボードの承認を要する。
- 2.事務局長は、特に必要と判断する場合、ボードの承認を得て、支部又は都道府県連を廃止でき、もしくは支部 長等を解任するなど必要な措置を講ずることができる。
- 3.支部及び都道府県連設立、異動及び解散に関する必要な事項については、組織規則で定める。

#### 第6章 委員会

#### 第 20 条(委員会)

- 1.代表又は事務局長は、党務遂行のために必要に応じて委員会を設置することができ、委員会の構成員は、代表又は事務局長が指名する。
- 2.委員長は構成員の互選によるものとし、活動内容については委員会ごとに協議し決定する。
- 3.委員長は、定期的に代表又は事務局長に活動内容を報告しなければならない。

### 第7章 議員

### 第21条(議員)

- 1.党公認での出馬を希望する候補者は、ボードによる審査を受けなくてはならない。また、同一の選挙区に定員 以上の候補者が立候補し、当該同一の選挙区から複数の候補者を擁立することが適当でないとボードが判断した 場合には、各支部で予備選挙を行う。
- 2.予備選挙の方法は、運営党員による投票によって行う。
- 3.本党の理念及び綱領に反しない限り、原則として党議拘束しないものとする。ただし、政策実現に向けて必要

と判断したときは、党議に従うよう促すことができる。

- 4.議員は本党規約に従うことを誓約し、ボードが指定する支部に所属するものとする。
- 5.予備選挙に関する事項については、党内投票規則で定める。

### 第8章 倫理規定

### 第22条 (懲戒)

党員への懲戒処分は、党員規約に定める。

### 第9章 会計及び予算等

### 第23条(党財政)

本党の経費は、党費、寄附、事業収入その他の収入をもって充てる。

### 第24条(会計年度、会計監査)

本党の会計年度は、第5条の規定に関わらず、1月1日から12月31日までとする。

### 第25条(予算及び決算)

- 1.本党の予算は、支部長会議での意見を踏まえたうえでボードの承認に基づき、事務局長が調整し、党大会の承認を得なければならない。
- 2.本党の決算は、支部長会議での意見を踏まえたうえで事務局長が会計年度ごとに会計報告を作成し、監査を受けたうえでボードの承認を経て、党大会の承認を得なければならない。

#### 第26条(その他)

本規約に定めのないものは、ボードが決定する。

附則 本規約は制定又は改正の決定と同時に施行する。

# 党員規約および利用規約

### 【行動指針】

#### ■行動指針

- 1 我々は、日本国民の為の政治を目指す党員が集った政党です。
- 2 党員は、日本の将来を良くする為に、党の理念及び綱領に基づき、一人一人が自覚をもって学び、主体的に 考え、行動します。
- 3 お互いの考え方の違いも尊重し、協議によって建設的に話し合い、わが国及び党を発展させてゆきます。
- 4 党員同士のつながりを大切にし、仲間との調和のとれた参政党活動を育みます。

#### ■入党資格

- 1. 党の理念及び綱領に賛同し、党規約の定めに沿って党活動に参加くださる方
- 2. 日本国籍を有する方
- 3. 他の政党の党籍を持たない方

#### ■現職議員の入党資格

・現職議員は党の公認を取らなければならない

#### ■注意事項

- ・党の理念、綱領、党規約、党員規約の内容を読み、理解しました。
- ・日本国籍を有しています。(※未成年の方は、親権者の同意書が必要です。HP のお問い合わせフォームから事務局までご連絡ください。)
- ・他党の党籍を有していません。
- ・以上の記載事項に間違いありません。

上記の事項に反するときは、入党ができません。

また、党では、専ら個人のビジネスや宗教の勧誘を行うこと、党員として知り得た情報の漏洩(機密情報のほか、外部に公開することが予定されていない内部間でのやりとりを公開すること)を禁止しています。また、18歳未満の方は選挙活動はできませんので、ご留意ください。

#### 【党員規約】

第1条(目的)

本規約は、本党規約第6条に基づき、参政党の党員に関することを定める。

### 第2条(党員の種別)

- 1 本規約は、本党規約第6条に基づき、参政党の党員に関することを定める。
- 2 一般党員は、以下の各号に定める活動をすることができる。
  - (1) タウンミーティング、講演会、各支部主催のイベント等への参加
  - (2) 研修講座 (DIY スクール等) への参加
  - (3) 居住地域に設置された各支部への参加

- (4) 各支部の情報交換・交流用のグループチャットへの参加
- (5) 上記活動を通じた意見陳述及び政策提言等
- 3 運営党員は、前項の一般党員に認められた活動のほか、以下の各号に定める活動をすることができる。
  - (1) 各支部の支部長その他役員への就任
  - (2) 各支部における政策立案等を行う会議への参加
  - (3) 党公認での出馬を希望する候補者としての立候補
  - (4) 党公認での出馬を希望する候補者に対する党内予備選挙での投票
  - (5) 党内の政策会議で決定した政策立案等に対する投票

### 第3条(入党手続)

入党の手続は、以下のとおりとする。

- ①所定の入党申込書の提出、又は所定のフォームへ必要事項を入力し送信する
- ②所定の党費を納める
- ③本党による入党の承認

#### 第4条(党費)

- 1 一般党員の党費は、月額1000円とする。
- 2 運営党員の党費は、月額4000円とする。
- 3 党費は、党員になった日の属する月から党員でなくなった日の属する月まで発生するものとし、党費の日割り清算は行わない。
- 4 党費は、本党の指定する方法にて支払わなければならない。
- 5 支払済みの党費は、返還しない。

#### 第5条(離党)

- 1 本党からの離党を希望する者は、所定の離党届を提出しなければならない。
- 2 党員が死亡した場合は、離党したものとみなす。
- 3 議員が離党しようとするときは、事務局長に申し出て、ボードの承認を得なければならない。

### 第6条 (懲戒の種類)

党員への懲戒処分は、以下のとおりとする。

- ①けん責(始末書を提出させ、書面において警告を行い、将来を戒めるもの)
- ②職務の停止(始末書を提出させるほか、1か月を上限として役職に基づく権限を停止させる)
- ③離党の勧告(除名処分相当の事由がある場合に、本人に反省が認められるときは離党届を提出するよう勧告する。党が定める期間内に勧告に従わないときは除名処分とする)
  - ④除名(予告期間を設けることなく即時除名する)

### 第7条 (懲戒処分)

党員が、以下の各号に定める禁止行為を行い、又は他人に行わせる等助長行為を行ったときは、ボードの議決に基づき、前条に定める懲戒処分を行う。なお、党員資格を喪失したことにより発生した損害については、党は一切の責任を負わないものとする。

①党の名誉もしくは信用を毀損し、又は党の目的に反する行為

- ②政治倫理に反する行為又は政治活動、選挙運動等を妨害する行為
- ③誹謗中傷など党、ボードメンバー又は党員(以下、総称して「党員ら」という)の権利を侵害する行為
- ④事実と異なる情報を流布する等、党員らの活動を混乱させる行為
- ⑤党員の権利により得た個人情報を本人の同意なく第三者へ提供する行為
- ⑥専ら他の政党又は団体の利益を図り、又は本党に損害を加える行為
- ⑦党の規律を乱す行為
- ⑧党費の未納
- ⑨その他党員としてふさわしくない行為

#### 第8条(その他)

党員に関するもので本規約に定めのないものは、ボードが決定する。

### 【利用規約】

この利用規約(以下、「本規約」といいます。)は、参政党が提供するサービス(以下、「本サービス」といいます。) を、第1条に規定する利用者(以下、「利用者」といいます。)が利用する場合に、共通して適用されます。

### 第1条 (利用者)

利用者とは、本規約に同意し、次条の利用者登録の手続きを完了した者をいいます。

#### 第2条 (利用者登録手続)

- 1. 利用者登録は、登録希望者が参政党の定める方法によってその申し込みを行い、参政党がこれを審査し承認することによって完了します。
- 2. 参政党は、前項の審査の過程において、登録希望者が以下の各号のいずれかに該当すると判断した場合、利用者登録の申請を承認しないことがあり、その理由については一切の開示義務を負わないものとします。
- (1) 利用者登録に際して虚偽の申告をした場合
- (2) 本規約に違反したことがある者からの利用者登録が行われた場合
- (3) その他参政党が利用者として不適当と判断した場合

# 第3条(本サービスの提供)

党員は、自らの責任と費用において、ハードウェア、インターネット接続回線、セキュリティの確保等、本サービスの利用に必要な環境(以下「利用環境」といいます。)を整備します。

### 第4条(知的財産権等)

プログラム、サービス提供画面、本サービスに関する一切の特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権、不 正競争防止法上の権利、その他一切の財産的若しくは人格的権利(以下「知的財産権等」といいます。)は、全 て参政党に帰属します。

### 第5条(利用資格)

- 1. 本サービスの利用を申込む際には、日本人国籍保有者とします。
- 2. 18 歳未満の方は親権者の同意書が必要です、事務局までご連絡ください。

#### 第6条 (利用料金及び支払方法)

1. 利用者は、本サービス利用の対価として、参政党が別途定める利用料金を、参政党が指定する方法により支払うものとします。

### 第7条 (利用者 ID 及びパスワードの管理)

- 1. 利用者は、本サービスの利用者 ID 及びパスワードを自己の責任において管理するものとします。参政党は、利用者 I D及びパスワードが他の第三者に使用されたことによって、利用者が被る損害については、一切の責任を負いません。また、利用者は、利用者 I D若しくはパスワードを失念し又は盗まれた場合、参政党に速やかに届け出を行い、その指示に従うものとする。
- 2. 利用者は、いかなる場合にも、利用者 ID 及びパスワードを第三者に譲渡又は貸与することはできません。
- 3. 参政党は、利用者 ID 及びパスワードが正しい組み合わせでログインされた場合、その利用者 ID を登録している利用者によりなされたものとみなします。

### 第8条 (禁止事項)

参政党は、利用者が本サービスの利用にあたり、以下の各号の行為を行うことを禁止します。

- (1) 法令、本規約又は公序良俗に違反する行為
- (2) 犯罪行為に関連する行為
- (3) 参政党のサーバー若しくはネットワークの機能を破壊又は妨害する行為、その他参政党のサービスの運営を妨害するおそれのある行為
- (4) ウィルス等の有害なコンピュータプログラム等を送信又は掲載する行為
- (5) 他の利用者に関する個人情報等を収集又は蓄積する行為
- (6) 他の利用者になりすまして本サービスを利用する行為
- (7) 参政党のサービスに関連して、反社会的勢力に対して直接又は間接に利益を供与する行為
- (8)その他参政党が不適切と判断する行為

### 第9条 (利用制限及び登録抹消)

- 1. 参政党は、利用者が以下の各号のいずれかに該当した場合、事前の通知をすることなく、利用者に対して、本サービスの全部若しくは一部の利用を制限し、又は利用者としての登録を抹消することができるものとします。
- (1) 本規約のいずれかの条項に違反した場合
- (2) 登録事項に虚偽の事実があることが判明した場合
- (3) その他参政党が利用者として適当でないと判断した場合
- 2. 参政党は、本条に基づき参政党が行った行為により利用者に生じた損害について、一切の責任を負いません。

## 第10条 (免責事項)

- 1. 参政党が、本サービスに関し利用者に対して負う責任は、参政党の故意又は重過失によらない場合には免責されるものとします。
- 2. 参政党は、本サービスに関して、利用者と他の利用者又は第三者との間において生じた損害、紛争等について一切責任を負いません。
- 3. 第三者によるクレジットカードなどの不正利用が行われた場合、党員と、第三者及びクレジットカード会社など、との間で処理解決するものとし、党員の故意過失の有無に関わらず、一切責任を負いません。

#### 第11条 (通知又は連絡)

- 1. 利用者と参政党との間の通知又は連絡は、本サービス上での掲示又はメール等、参政党が適当と判断する方法によって行うものとします。
- 2. 前項に規定する方法により行った通知又は連絡は、本サービス上での掲載又はメールの送信がなされた時点から効力を生じるものとします。 利用者側の設定により掲載の閲覧またはメールの受信をすることができなかったとしても、参政党は一切の責任を負いません。

#### 第12条 (サービス内容の変更等)

参政党は、利用者に事前の通知をすることなく、本サービスの内容を変更し又は提供を中止することができるものとし、これによって利用者に生じた損害について一切の責任を負いません。

# 第13条 (本サービスの提供の停止等)

- 1. 参政党は、以下の各号のいずれかの事由があると判断した場合、利用者に事前に通知することなく本サービスの全部若しくは一部の提供を停止又は中断することができるものとします。
- (1) 本サービスにかかるコンピュータシステムの保守点検又は更新を行う場合
- (2) 火災、停電又は天災等の不可抗力により、本サービスの提供が困難となった場合
- (3) コンピュータ又は通信回線等が事故により停止した場合
- (4) その他参政党が本サービスの提供が困難と判断した場合
- 2. 参政党は、本サービスの提供の停止若しくは中断により、利用者若しくは第三者が被ったいかなる不利益又は損害について、一切の責任を負いません。

# 第14条 (利用規約の変更)

参政党は、必要と判断した場合には、利用者の承諾を得ることなく、利用者に通知することにより、本規約を追加、変更又は削除することができるものとします。

### 第15条 (権利義務の譲渡の禁止)

利用者は、参政党の書面による事前の承諾なく、本規約上の地位、本規約に基づく権利若しくは義務を第三者に 譲渡し、又は担保に供することはできません。

# 第16条 (準拠法及び合意管轄)

- 1. 本規約に関する準拠法は、日本法とします。
- 2. 本規約及び本サービスに関する一切の紛争については、参政党の登録所在地を管轄する裁判所を第一審の専 属的合意管轄裁判所とします。

以上

# ◆参政党に入党いただく方へ

参政党への入党は参政党ホームページからお願いいたします。(https://www.sanseito.jp/) インターネットがご利用できない環境の方は、本部事務局にて、書面での入党を受け付けております。 書面の入党申込書は、お近くの支部または本部事務局よりお取り寄せください。

参政党 事務局 入党申込書面受付係

E-mail: member@sanseito.jp

**T**107-0052

東京都港区赤坂3-4-3 赤坂マカベビル5階

TEL 03-6807-4228